

第 33 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 40 号

和解について

宇城警察署電気設備改修工事において、契約変更手続を経ないまま行われた追加工事に係る工事費用に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり負担額を決定し、和解することとする。

令和6年11月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の当事者	負担額	和 解 事 項
熊本県 (工事発注者)	985,573円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
新熊本電気設備株式会社 (工事受注者)	193,346円	
株式会社弦設備設計事務所 (工事監理会社)	643,673円	